

会館管理使用規則

(平成七年七月二十一日規則第五十八号)

改正 平成一三年一月二〇日

同 二六年一二月一八日

令和 三年 六月一八日

(目的)

第一条 この規則は、弁護士会館内の当会単独専用部分(別紙日弁連施設目録のとおり。以下「日弁連会館」という。)を管理、使用するために必要な事項を定めるとともに、東京弁護士会、第一東京弁護士会、及び第二東京弁護士会との共用部分(別紙目録のとおり。以下「共同施設」という。)及び東京弁護士会と本会をもつて共同専用する部分(別紙講堂施設目録のとおり。以下「講堂」という。)を共同管理、運用することに関し、当会の方針を決定するに必要な方法を定めることを目的とする。

(所管)

第二条 会長は、会則第九十二条による資産の管理に関する事項のうち、経理委員会に以下の事項の処理を委嘱する。

- 1 -

- 一 弁護士会館の敷地の管理、利用に関する事項
- 二 日弁連会館の管理、使用に関する事項
- 三 講堂の管理、運用に関し当会が決定すべき事項
- 四 共同施設の管理、運用に関し当会が決定すべき事項
- 五 その他弁護士会館の維持管理に必要な事項

(日弁連会館の使用)

第三条 日弁連会館は、本会の会務に使用するとともに、弁護士、弁護士法人、特別会員、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び準会員(以下「会員」という。)並びに職員又は本会から許可を得た者の利用の用に供する。

(会員の使用)

第四条 会員は、日弁連会館に存する会員室、会員執務室及び会員ロッカー室を、会務及び管理に支障がない限り、自由に使用することができる。また、あらかじめ事務総長の許可を得ることにより、有料で会議室を使用することがができる。

(会員外の使用)

第五条 会議室について、事務総長は会務に支障のない限り、つぎのものに使用を許可することができる。但し、第三号に定めるものの会議室使用については、会員の紹

- 2 -

介を必要とする。

一 弁護士会関連団体

二 弁護士のみを構成員とする任意団体

三 その他の団体もしくは個人

(会館管理使用細則)

第六条 日弁連会館の使用時間、使用料並びに申込手続き等は、経理委員会が別途定める会館管理使用細則によるものとする。

(講堂の維持、管理及び運営)

第七条 講堂の維持、管理、運営及び使用は、本会と東京弁護士会が定める講堂管理運用規則によることとする。

2 講堂管理運営規則に基づき、本会と東京弁護士会が設置する講堂管理運営委員会における当会の基本方針は、経理委員会が決定する。

(共同施設の維持、管理及び警備)

第八条 共同施設の維持、管理及び警備については、東京弁護士会、第一東京弁護士会、及び第二東京弁護士会(以下「東京三会」という。)と本会で定める弁護士会館管理規約、弁護士会館管理運営規則による。

2 弁護士会館管理規約に基づき、本会と東京三会が設置する会館運営委員会における当会の基本方針は、経理委

- 3 -

員会が決定する。

附 則

第一条 本規則は、平成七年七月二十一日から施行する。

第二条 会館使用規則(規則第十七号)は廃止する。

附 則 (平成一三年一月二〇日規則第七九号)

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う規則等整備に関する規則 第三条改正)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第三条、第八条改正)抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱

- 4 -

いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第三条改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行)

[別紙省略]